びしん相続定期預金

２０２６年１０月１日～

２０２７年３月３１日

【対象】

個人および個人事業主の方で、金融機関(当金庫を含む)での相続手続完了後１年以内に、相続により取得した金額を原資としてお預けいただける方

【預入金額】

100万円以上、相続により取得した金額の範囲内

大口定期、スーパー定期・スーパー定期３００

１年もの　年０．７５％（税引後　年０．５９７％）

３年もの　年０．８５％（税引後　年０．６７７％）

※上記金利は初回満期日までの適用となります。

尾西信用金庫

定期預金商品概要

１．名　称	「びしん相続定期預金」
２．取扱期間	２０２６年10月１日～２０２７年3月３１日
３．預金の種類	大口定期、スーパー定期・スーパー定期 300 １年もの、３年もの（自動継続）
４．適用利率	**大口定期、スーパー定期・スーパー定期３００の** **１年：年０．７５％（税引後　年０．５９７％）** **３年：年０．８５％（税引後　年０．６７７％）** ※この定期預金は初回満期日以降、店頭表示金利となります。 ※上乗せ金利適用期間中にこの定期預金を中途解約された場合、預入日から解約日の前日までは当金庫所定の期限前解約利率が適用されます。 ※税金については源泉分離課税の場合はお利息に 20.315％（国税 15.315%、地方税５％）かかります。
５．取引対象	金融機関（当金庫を含みます。）での相続手続完了後１年以内に、相続により取得した金額を原資とする個人および個人事業主に限定します。
６．預入金額	１００万円以上、相続により取得した金額の範囲内とします。
７．受入形態	窓口のみの受入れとなります。（総合口座および定期預金通帳式のみとなります。）
８．必要書類	①預入者が相続人であることが確認できる書類 ②相続により取得した金額が確認できる書類 ③相続手続完了日が確認できる書類 例）遺産分割協議書の写し、金融機関に提出した相続依頼書の写し、遺言書の写し＋被相続人名義の解約済通帳または計算書の写し、戸籍謄本の写し＋被相続人名義の解約済通帳または計算書の写し
９．苦情処理措置・紛争解決措置	【苦情処理措置】 本商品の苦情等は、当金庫営業日にお近くの店舗またはコンプライアンス担当部署（9時～17時30分、電話：0120-102-305）にお申出ください。また、全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）でも受付しております。 【紛争解決措置】 愛知県弁護士会（電話：052-203-1777）、東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の紛争解決センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、当金庫営業日に当金庫担当部署または全国しんきん相談所にご相談ください。
１０．その他	・預金保険の対象預金です。 ・金融情勢の変化や販売状況等により、新規受付を一時停止、または早期に終了することがあります。

2026年10月1日